

# インド愛知デスク ニュース

## ◆◇ インド最新情報 ◇◆

### インド・コラム

---

#### インドの国道、州道沿いで、酒類の提供が禁止される

2017年4月1日、インドの最高裁通達により、国道等から500メートル以内の飲食店は酒類の提供が禁じられたというニュースが報じられた。初めはエイプリルフールのデマかと思っただが、その翌日行った国道沿いの店で酒類の提供を断られ、事実であることが判り驚いた。折しも、4月初旬は歓送会シーズン真っ只中であり、インドの日本人社会にとってこれは割と大きな影響があった。自分が幹事として予約した店で、当日お酒が出ないと言われては困る。その後の一週間は、どの店が大丈夫で、どの店がアウトかの情報収集に追われた。

インドの道路交通・高速道路省によると、2015年のインドの交通事故死亡者数は約15万人と、世界でも交通事故死亡者数の多い国となっている。(うち6755人について飲酒運転が主因とされている。)なかでも、総延長25万キロにおよぶ国道と州道で死亡事故が多いことから、最高裁として対策を検討した結果、昨年12月、国道、州道から500メートル以内の飲食店(ホテル含む)で酒類の提供を禁じる通達を出し、その発効日が今年4月1日となっていた。一方、今回の措置に関しては、政府は数十億ルピーの税収減になるとの推定を出し、また雇用減にも繋がることから、禁止命令の発効延期を要請していたが、最高裁はそれを押し切る形で4月1日から本件実施を強行した。

上記経緯があるためか、本件については、当局サイドとしてもそこまで厳格には対応していないように個人的には見てしまう。例えば、国道から500メートルの測り方であるが、直線距離ではなく国道等から当該飲食店に辿り着くまでの道路の距離が採用されている。National Highway 8(国道)に面してはいるが、1km程度の長さを誇るアンビエンス・モールは、国道沿いの入口を閉鎖し、代わりに離れた場所を入口とすることで、国道からの距離を稼いだ。このモール内の飲食店では、現時点で酒類を提供していると聞いている。一方、国道沿いの5つ星ホテルでは、現時点で酒類提供を中止しているところがほとんどである。

当初、メトロ駅やその沿線も国道、州道と同じ扱いとするという話も出ていたが、どうやらこれは免れたようである。もしメトロやその沿線も含まれていれば、グルガオン、デリーの日本料理店の多くもその近くに位置するため、酒類提供が禁止されていたはずである。その場合、ここ数年で徐々に発展してきたグルガオン、デリーの日本料理店の多くが、利益減から大打撃を被っていた可能性がある。

そもそも、今回の最高裁通達の基になった問題点は、「国道、州道付近では事故が多い。」という点であった。トラックの運転手等の長距離ドライバーが、幹線道路に面した安い飲食店で酒を飲み、それが事故につながるというのがそもそも問題だったと考えられるが、蓋を開けてみると大きな税収源と言える 5 つ星ホテルまで今回の措置の対象にされた。上記問題を解決するという観点から考えると、5 つ星ホテルは対象外と見る向きもある。確かに、飲酒を規制すべきはこういった層の人たちか、そのためにはどういうクラスの飲食店に今回の措置を適用すべきかを考えた場合、5 つ星ホテルは対象外であってもおかしくはない。今後、本通達に対する対応は変化する可能性もある。

それにしても、行政側ともまた別に、独自の判断で大胆に動く最高裁（司法側）と、それにただ単に従うだけではなく次から次に対応策を考えるコマーシャルセクター（民間側）を見てみると、日本人である私は、個々が独立して動くインドならではのスタイルに少々驚きつつも、同時にインド人の逞しさに感心してしまう。

## ● 執筆者情報

インド政府 商工省  
ジャパン・プラス  
中山 幸英

---

## ◆◇ 発行情報 ◇◆

### ■発行元

2017 年度インド愛知デスク運營業務受託者：  
松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号  
朝日生命大手町ビル 7 階  
TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102  
URL: [www.jmatsuda-law.com](http://www.jmatsuda-law.com)

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。  
[aichidesk@jmatsuda-law.com](mailto:aichidesk@jmatsuda-law.com)